

ふるさとと寄附金のご案内

秋田県と県内の市町村を応援してくださる方々のご支援をお待ちしております



あんな秋田県
AKITAVISION

ふるさとと寄附金(ふるさと納税)とは

「ふるさとと寄附金」は、生まれ育ったふるさとや応援したいと思う地域の自治体に対する寄附制度です。ご寄附いただいた場合、お住まいの自治体に納めている住民税などについて一定限度まで控除を受けられます。

皆様からのご支援をお待ちしております。

県では、お寄せいただいた寄附金については、お申込みの時点でご指定いただく次の1～6のご希望に添って活用させていただきます。



©2015 秋田県人だッチ H290169

1 明日の秋田を担う人材を育てたい

〈例〉学力・体力日本一レベルの秋田っ子を育成
少子化・人口減少対策の推進

2

ふるさとの宝を次世代に
継承したい

〈例〉自然環境と景観の保全活動の推進

こんな
元気づくりを
ご支援ください

3

おじいちゃん、
おばあちゃんも
安心して暮らしてほしい

〈例〉高齢者を地域で支える体制づくり

4

活力ある秋田づくりを
応援したい

〈例〉・再生可能エネルギーを利用した発電導入の
促進、関連産業の育成
・動物愛護の拠点整備、保護した犬猫を新しい
飼い主に譲渡する活動の推進

5

使い道はおまかせします

6

1～5以外へ

ご寄附いただいた方と秋田とのきずなを深めます

県ではご寄附いただいた方に、県内市町村と共同実施している「ウェルカムサービス優待券綴り」をお送りしています。本優待券を提示された方はどなたでも、提携施設において、宿泊料や入館料の割引など70の優待サービス(H29.5現在)が受けられます。(県外在住の方に限らせていただきます。)

ふるさと寄附金 秋田県 -000
ウェルカムサービス優待券綴り

本優待券を持参された方は、どなたでも提携施設においてウェルカムサービスが受けられます。各施設の位置や連絡先、一口PR等は、「ウェルカムサービスマップ(施設No.)」で御確認ください。



発行日 年 月 日
有効期限 年 月 日

見本
秋田県知事

印

©2015 秋田県人だッチ

所得税・住民税の控除が受けられます

- 県または市町村への寄附金のうち、2,000円を超える部分について、一定の限度まで、所得税と住民税の控除が受けられます。（※控除の限度額は、個人住民税所得割額の2割までとなります。）
ふるさと納税に係る控除額については、総務省の「ふるさと納税ポータルサイト」に掲載されている「全額控除されるふるさと納税額（年間上限）の目安」をご参照ください。
- 「ふるさと寄附金」による税の軽減を受けるためには、**確定申告を行っていただくことが必要（原則）**ですが、「**確定申告が不要な給与所得者等の方**」について、**寄附先が5団体以内の場合に限り、寄附いただいた団体に申請することにより、確定申告不要で控除を受けられる手続の特例制度（以下「ワンストップ特例」といいます。）**が創設されました。（平成27年4月1日より）
ワンストップ特例の申請を希望される方には、ご寄附をいただいた後に、寄附金受領証明書と併せて、「申告特例申請書」の所定様式を送付いたします。

県への資料・申込書のご請求やお問い合わせなどは、こちらまでお願いします

〒010-8570 秋田県秋田市山王4-1-1
秋田県あきた未来創造部あきた未来戦略課「ふるさと寄附金」担当
電話：018-860-1232 ファックス：018-860-3870
e-mail: Akitamiraisenryaku@pref.akita.lg.jp

美の国あきたネット: <http://www.pref.akita.lg.jp>（「ふるさと寄附金」で検索・申込用紙がダウンロードできます）

●お近くの事務所でもお申込みを受け付けております。

東京事務所 ☎03-5212-9115

大阪事務所 ☎06-6341-7897

名古屋事務所 ☎052-252-2412

福岡事務所 ☎092-736-1129

県へのご寄附の申込みは、電子申請が便利です（申請後、入金に必要な書類をお送りします）

- e-mail……「Akitamiraisenryaku@pref.akita.lg.jp」に、郵便番号・住所・お名前・電話番号・寄附予定金額・寄附金の活用方法・入金方法・ワンストップ特例の申請書用紙の送付希望の有無・メッセージを記入してお送りください。
- パソコン……次のURLにアクセスし、秋田県の申請・届出メニューから手続きしてください。
<https://www.e-tetsuzuki99.com/eap-jportal/akita/>
- 携帯電話等… 右のQRコードを読み取ってアクセスしてください。



◎入金方法は次の中から選びいただけます。

①総務省リーフレットの払込取扱票によるゆうちょ銀行口座への振込（手数料無料）

②秋田県納付書による納付（指定金融機関からの納付は手数料無料）

③専用銀行口座への振込（振込手数料をご負担願います）

④Yahoo! 公金支払いによるクレジットカード払い（5,000円以上の寄附に限りです。VISA・MasterCard・JCB・ダイナース・American Express）

※入金に必要な書類をお届けしてから納付となります。

- ふるさと納税サイト「ふるさとチョイス」からお申し込みできます。（お申込みからお支払いまでワンストップのお手続きが可能です。）

県内各市町村でもご寄附をお待ちしています

ふるさと寄附金は、県内各市町村でも受け付けています。秋田県に対してお寄附とは別に、各市町村へのご寄附をご希望の場合は、次の担当にお問い合わせください。

秋田市 ☎018-888-5462	能代市 ☎0185-89-2142	横手市 ☎0182-35-2266	大館市 ☎0186-43-7027	男鹿市 ☎0185-24-9122
湯沢市 ☎0183-55-8274	鹿角市 ☎0186-30-0205	由利本荘市 ☎0184-24-6235	潟上市 ☎018-853-5302	大仙市 ☎0187-63-1111
北秋田市 ☎0186-62-6606	にかほ市 ☎0184-43-7510	仙北市 ☎0187-43-1112	小坂町 ☎0186-29-3907	上小阿仁村 ☎0186-77-2221
藤里町 ☎0185-79-2111	三種町 ☎0185-85-4817	八峰町 ☎0185-76-4603	五城目町 ☎018-852-5342	八郎潟町 ☎018-875-5801
井川町 ☎018-874-4411	大潟村 ☎0185-45-2111	美郷町 ☎0187-84-4901	羽後町 ☎0183-62-2111	東成瀬村 ☎0182-47-3402